

## 内閣人事局と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日時 平成29年9月8日（金） 15：00～15：25  
場所 8号館会議室  
人数 先方） 吉澤事務局長 外13名  
当方） 植田人事政策統括官、外4名  
案件 退職手当の見直しに関する要求書に係る中間回答②

### 公務員連絡会

前回の8月17日に、人事院の調査によって水準を調整するとした場合、調整率を整数で行うことは官民較差以上の引下げになり認められない、との観点から検討を求めたが、その検討結果をお示しいただきたい。

### 内閣人事局

8月17日の段階での検討状況についてお答えしたが、その後の検討を踏まえて回答する。退職手当の支給水準の見直しについては、調整率の引下げによる基本額の引下げにより行いたい旨、前回お伝えしたところ。

調整率は、これまでは、調整率の端数処理において、分子の小数点第一位を切り捨てて整数値としてきたが、今回の水準見直しに当たっては、よりの確に官民均衡を図る観点から、現在100分の87である調整率を100分の83.7とすることとしたい。

### 公務員連絡会

ただ今の回答を踏まえ、現在課題となっている水準、見直し対象、経過措置、実施時期の4点について考え方を申し上げる。

水準については、社会的合意が重要であり、厳しい財政事情も踏まえた上で、民間に準拠することが安定的かつ合理的であるという立場から見直しをはかっていただきたい。また、調査内容等が、決して政治的、社会的に安定であるとは言えないため、政府としての万全な対応を求める。

水準見直しの対象を基本額の調整率で行うということについて、増減いずれの場合も職員の公平性を確保するという前提で対応すべきである。

経過措置については、人事院における官民比較の結果と、過去に行った引下げにおける段階的措置を踏まえた対応が必要である。

実施時期については、政治的、社会的安定性の確保をはかる観点から、人事院の調査が2015年度を対象とした調査であったことを踏まえた対応が必要である。

### 内閣人事局

ご主張を認識した上で対応してまいりたい。

### 公務員連絡会

この際であるので、今日我が国を取り巻く環境、とりわけ少子・高齢化、働き手の減少と退職手当制度との関連について申し上げる。この課題に関わっては、今の政権

が女性活躍・働き方改革を推進しているものであり、この期を逸することのないよう対応することを望んでいる。

大きく2点ある。1つは非常勤職員の処遇の問題。常勤職員に準ずるということで、退職手当の支給要件として、現在の退職手当法第2条では、1年を超えた場合に支給するとされている。例外規定(※)はあるが、支給要件が常勤と異なる状態にあり、そろそろ、常勤職員と変わりなく扱うことを前提にする段階にきている。改めて見直すべきではないか。

(※)勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った場合に、退職手当法に規定する退職手当の額の100分の50に相当する額を支給(国家公務員退職手当法施行令附則第5項)

#### 内閣人事局

退職手当については、長期勤続が基本である常時勤務に服することを要する職員を念頭に置いており、非常勤職員については勤務形態が常勤職員に準ずるものに限って退職手当を支給することとしている。現行制度については合理性があるものと認識している。

#### 公務員連絡会

もう1点は、育児休業中の退職手当の算定期間からの除算について。現行では、1年に限って1/3除算となっている。平成17年の改正時に措置されたと承知しているが、民間育休法が原則1年であることを加味してのことであった。その後10年以上経っており、民間の育休法では一定の場合に限って1年半が更に2年になってきている。育休に関して退職手当の上で除算があるということは、育休をとろうという側からするとネガティブな要因になっている。

現在の社会的な環境や、政権が力を入れていることもあり、見直しのいいタイミングなのではないか。

#### 内閣人事局

平成17年の立法経緯において、民間の動きや他の給与制度との均衡を総合的に勘案して現在の制度となったと認識しており、今の段階でこれを変えることは考えていない。

#### 公務員連絡会

対外的には批判もあり、慎重性が必要なことは理解するが、大義があれば民間を含めて社会的に引っ張っていける環境にあるのではないか。今回の制度の改正にあたり、見直しを検討してもいいのではないか。

#### 内閣人事局

総合的に勘案する必要があるが、今の段階で1/3除算となる期間を延ばすという認識にはない。

## 公務員連絡会

最後になるが、退職手当については、勤続報償的性格のみならず、民間の退職金と同様に賃金後払い、生活保障の要素がむしろ中心にあるということについて指摘してきた。雇用と年金の接続等の課題がある中で、当事者からすれば、退職手当の見直しについては、退職後の生活にかかわる面での配慮が不可欠である。最終的な大臣の回答、予定される改正措置に最大限、それが活かされることを強く求める。

統括官との議論はこれを持って終局にしたい。引き続き、人勸の扱いについて、公務員連絡会の要求にこたえる誠意ある対応を要請することとして本日は終了したい。

－ 以上 －

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）